

# 災害時輸血用血液製剤の確保・供給マニュアル

令和6年12月改正

岡山県保健医療部医薬安全課

# < 目 次 >

1	基本的な考え方	1
2	関係団体の役割	1
(1)	県災害保健医療福祉調整本部	1
(2)	地域災害保健医療福祉調整本部	1
(3)	災害拠点病院	2
(4)	市町村	2
(5)	日本赤十字社岡山県支部及び岡山県赤十字血液センター	2
3	輸血用血液製剤の供給	3

## 災害時輸血用血液製剤の確保・供給マニュアル

### 1 基本的な考え方

輸血用血液製剤は、有効期間の問題により長期間保存することは不可能である。

しかし、災害発生時には、事故による大量出血や熱傷によるショック症状等災害時特有の傷病のために、医療施設等において輸血用血液製剤が大量に必要とされる場合や、岡山県赤十字血液センター自体が被災し、献血者の受入及び供給にわたる機能の全部または一部が停止し、輸血を必要とする患者への血液製剤の確保が困難となる場合が想定される。そこで、本県における災害発生時に備え、関係機関等との連絡体制及び供給体制を確立するものとする。

### 2 関係者の役割

災害発生直後には、情報・通信及び交通の混乱が予想されるため、平常時から行政（県災害保健医療福祉調整本部、地域災害保健医療福祉調整本部、市町村）、災害拠点病院、日本赤十字社岡山県支部、岡山県赤十字血液センター等関係機関における連絡体制上の担うべき役割分担を明確にする必要がある。

#### 【関係者の役割】

##### (1) 県災害保健医療福祉調整本部

関係者間の連絡を調整する中核的な役割を果たすとともに、必要な輸血用血液製剤の確保と円滑な供給に努める。

具 体 的 な 役 割	実 施 す べ き 内 容
ア 輸血用血液製剤需給状況の把握及び情報伝達を行う。	(ア) 緊急時の情報収集・連絡体制を整備する (イ) 報道機関に対する連絡体制を整備する。
イ 関係機関に対する連絡調整を行う。	(ア) 輸血用血液製剤の確保・供給にかかる関係機関の間の連絡調整を行う。 なお、県内における日赤関係施設（日本赤十字社岡山県支部及び岡山県赤十字血液センター等）が被災した場合は厚生労働省、日本赤十字社、中四国ブロック血液センター間の連絡調整を行う。
ウ 輸血用血液製剤の確保・供給を側面的に支援する。	(ア) 日本赤十字社岡山県支部及び岡山県赤十字血液センター等による輸血用血液製剤の確保・供給を側面的に支援するため、献血者の確保・輸送並びに輸血用血液製剤緊急輸送車両の提供等を行う。

##### (2) 地域災害保健医療福祉調整本部

被災地域内の関係機関の間の連絡調整や情報収集に努めるとともに、輸血用血液製剤の円滑な確保・供給を側面的に支援する。

具 体 的 な 役 割	実 施 す べ き 内 容
ア 輸血用血液製剤需給状況の把握及び情報伝達を行う。	(ア) 緊急時の情報収集・連絡体制を整備する。
イ 関係機関に対する連絡調整を行う。	(ア) 輸血用血液製剤の確保・供給にかかる関係機関の間の連絡調整を行う。
ウ 輸血用血液製剤の確保・供給を側面的に支援する。	(ア) 日本赤十字社岡山県支部及び岡山県赤十字血液センター等による輸血用血液製剤の確保・供給を側面的に支援するため、献血者の確保・輸送並びに輸血用血液製剤緊急輸送車両の提供等を行う。

(3) 災害拠点病院

被災地域内の災害拠点病院については、関係機関の間の連絡調整や情報収集に努める。

具体的な役割	実施すべき内容
ア 輸血用血液製剤需給状況の把握及び情報伝達を行う。	(ア) 緊急時の情報収集・連絡体制を整備する。
イ 関係機関に対する連絡調整を行う。	(ア) 輸血用血液製剤の確保・供給にかかる関係機関の間の連絡調整を行う。

(4) 市町村

被災地域内の関係機関の間の連絡調整や情報収集に努めるとともに、輸血用血液製剤の円滑な確保、供給を側面的に支援する。

具体的な役割	実施すべき内容
ア 輸血用血液製剤需給状況の把握及び情報伝達を行う	(ア) 緊急時の情報収集・連絡体制を整備する。
イ 関係機関に対する連絡調整を行う。	(ア) 輸血用血液製剤の確保・供給にかかる関係機関の間の連絡調整を行う。
ウ 輸血用血液製剤の確保・供給を側面的に支援する。	(ア) 日本赤十字社岡山県支部及び岡山県赤十字血液センター等による輸血用血液製剤の確保・供給を側面的に支援するため、献血者の確保・輸送並びに輸血用血液製剤緊急輸送車両の提供等を行う。

(5) 日本赤十字社岡山県支部及び岡山県赤十字血液センター

県災害保健医療福祉調整本部からの輸血用血液製剤の確保要請に応え、関係機関の間の情報収集・連絡調整及び輸血用血液製剤の円滑な確保・供給に努める。

具体的な役割	実施すべき内容
ア 輸血用血液製剤需給状況の把握及び情報伝達を行う。	(ア) 緊急時の情報収集・連絡体制を整備する。 (イ) 報道機関に対する連絡体制を整備する。
イ 日本赤十字社及び中四国ブロック血液センター等関係機関に対する連絡調整を行う。	(ア) 輸血用血液製剤の確保・供給にかかる関係機関の間の連絡調整を行う。
ウ 輸血用血液製剤を確保・供給する。	(ア) 輸血用血液製剤の円滑な確保・供給に努める。

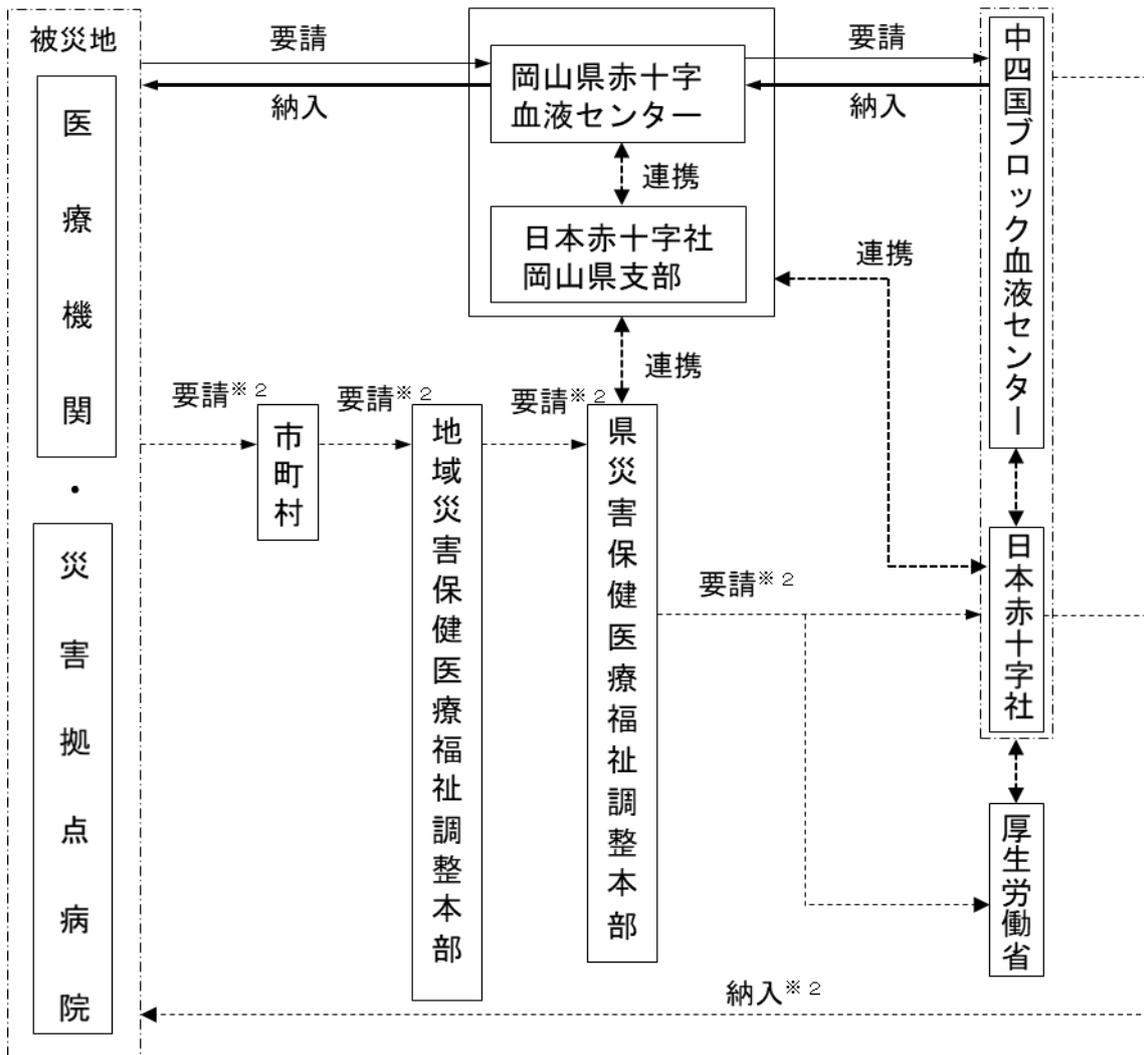
### 3 輸血用血液製剤の供給

輸血用血液製剤の確保及び供給については、日本赤十字社岡山県支部及び岡山県赤十字血液センターが中心となるものとする。

県災害保健医療福祉調整本部、地域災害保健医療福祉調整本部及び市町村は、これら輸血用血液製剤の円滑な確保・供給について、献血者の確保・輸送並びに輸血用血液製剤の緊急輸送車両の提供等側面的に支援するものとする。

なお、航空機による緊急輸送を行う場合は、県警ヘリコプター、自衛隊ヘリコプター等により対応する。

輸血用血液製剤の確保・供給体制 体系図



※1 市町村からの要請のうち、岡山市は県災害保険医療福祉調整本部へ直接要請を行う。

※2 県内の日赤関係施設が被災あるいは通信不能となった場合は、中四国ブロックセンターが医療機関等への納入を担う。